

佐賀県告示第三百二十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二の五第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可申請があったので、同条第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を一般の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、佐賀県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成二十一年九月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

一 変更許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社岸本組

佐賀県唐津市竹木場五二 六番地八二

代表取締役 岸本 剛

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

佐賀県東松浦郡玄海町大字大園字繁倉一九五七番六二及び一九六七番三

三 産業廃棄物処理施設の種類

安定型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号口に規定する最終処分場をいう。）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く）、ゴムくず及びびがれき類 以上五種類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

五 申請年月日

平成二十一年七月三十一日

六 縦覧の場所並びに期間及び時間

(一) 縦覧の場所

佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課環境監視指導室（佐賀市城内一丁目一番五九号）

玄海町役場（東松浦郡玄海町諸浦三四八番地）

(二) 縦覧の期間及び時間

平成二十一年九月二十五日から平成二十一年十月二十六日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

七 意見書の提出

(一) 提出期限

平成二十一年十一月九日

(二) 提出方法

持参又は郵送（提出期限日の消印有効）

(三) 提出場所

佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課環境監視指導室（郵便番号八四

〇 八五七〇 佐賀市城内一丁目一番五九号）又は玄海町役場（郵便番号八四七 一四二一 東松浦郡玄海町諸浦三四八番地）

(四) 意見書に記載すべき事項（日本語で記載すること。）

ア 意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

イ 意見書を提出する対象施設の名称

ウ 対象施設の変更に係る具体的な利害関係

エ 生活環境保全上の見地からの意見